

○木津川市都市計画審議会条例

平成 19 年 3 月 12 日条例第 166 号

木津川市都市計画審議会条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 77 条の 2 第 3 項の規定に基づき、木津川市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

**第2条** 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 木津川市議会の議員

(3) 関係行政機関又は京都府の職員

(4) 本市の市民

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 第 2 項第 3 号の委員に事故があるときは、当該委員があらかじめ指名する者が当該委員に代わって議事に参与し、議決（選挙を含む。）に加わることができることとする。

(臨時委員及び専門委員)

**第3条** 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。

4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

**第4条** 審議会に会長を置き、第 2 条第 2 項第 1 号の委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

**第5条** 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

**第6条** 審議会に、審議会の庶務を処理するため幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、会務を整理する。

(庶務)

**第7条** 審議会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成19年3月12日から施行する。